

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

○長崎県地域振興部補助金等交付要綱の一部改正

- ・知事管理漁獲可能量の変更
- ・道路の区域変更（5件）
- ・道路の供用開始（6件）

○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正

所管課（室）名

地域づくり推進課
 漁業振興課
 道路維持課
 ”
 教育庁総務課

◎ 公 告

- ・大規模小売店舗の変更事項届出（2件）
- ・土地改良区の役員の就退任
- ・令和5年経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公示
- ・測量の終了

経営支援課
 農村整備課
 監理課
 建設企画課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数

選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第771号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 交通政策課関係						別表（第2条関係） 交通政策課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対 象 者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対 象 者
1～20 略						1～20 略					
21	長崎県 公共交 通事業 燃料等 高騰対 策支援	燃料等 高騰の 影響に よる経 費の増 加に伴	(1) 路線バス事業 者にあつては、 乗合バス（11人 乗り以上）1台 あたり140千円 とし、主に長崎	令和4 年11月 1日時 分で事 業に使 用する	(1) 一般 乗合旅 客自動 車運送 事業を 営む者						

事業支 援金	い、厳しい経営環境にある公共交通事業者等に対して、事業の継続に繋げるための支援金を交付する。	<p>県内の路線で事業を実施するために保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 貸切バス事業者にあつては、貸切バス1台あたり110千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。</p> <p>(3) 鉄道事業者にあつては、車両1両あたり450千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。</p> <p>(4) 軌道事業者にあつては、車両1両あたり170千円とし、長崎県内で事業を実施するために保有し、かつ使用する車両数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 航路事業者にあつては、カーフェリー1隻あたり18,000千円、20トン以上の旅客船1隻あたり8,700千円、20トン未満の旅客船1隻あたり1,200千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために保有し、かつ使用する隻数を乗じた額とする。また、航路事業者のうち一部事務組合については、算出した額に2分の1を乗じた額とする。ただし、隻数については、ドック時の代船を除き、また、長崎県から航路の一</p>	台数、車両数、隻数及び機数を基準とする10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。	<p>のうち、路線定期運行事業者</p> <p>(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 第一種鉄道事業者</p> <p>(4) 軌道運輸事業者</p> <p>(5) 一般旅客定期航路事業者</p>
-----------	--	---	--	--

部又は全部に関
わらず航路運営
費等補助を受け
ている航路に使
用する船舶を除
くこととする。

(6) 航空路事業者
にあつては、航
空機1機あたり
29,300千円と
し、長崎県内で
保有し、かつ使
用する機体数を
乗じた額とす
る。

(7) タクシー事業
者にあつては、
タクシー1台あ
たり20千円と
し、長崎県内で
保有し、かつ使
用する台数（新
型コロナウイル
スによる急激な
需要低下に伴う
休車の特例措置
を受けた車両を
含む）を乗じた
額とする。ただ
し、次に示す車
両は除く
ア 福祉対象車
両
イ 特定地域及
び準特定地域
における一般
乗用旅客自動
車運送事業の
適正化及び活
性化に関する
特別措置法
（平成21年法
律第64号）に
基づく営業方
法の制限を行
っていた車両で、新型コ

(6) 本邦
航空運
送事業
者（特
定本邦
航空運
送事業
者を除
き、主
に離島
や同一
都道府
県内に
係る航
空路線
を運航
する航
空運送
事業
者に限
る。）

(7) 一般
乗用旅
客自動
車運送
事業者
（福祉
輸送事
業限定
を除く。）

			<p>ロナウイルスによる急激な需要の低下に伴う休車の特例措置による臨時休車に移行させた車両</p> <p>(8) 自動車運転代行事業者にあつては、随伴用自動車1台あたり10千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。</p>		(8) 自動車運転代行事業者
22	長崎県貨物自動車運送事業継続緊急支援補助金	<p>燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、公益社団法人長崎県トラック協会に対し補助金を交付する。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 燃料高騰支援 公益社団法人長崎県トラック協会が貨物運送事業者（協会非加盟事業者も含む）に対し、以下ア及びイの単価により実施する燃料高騰支援に要する経費</p> <p>ア 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に普通自動車、けん引自動車として届け出た車両1台あたり80千円</p> <p>イ 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に小型自動車として届け出た車両1台あたり40千円</p> <p>ただし、1事業者あたり、10,000千円を上限とする。</p> <p>「対象車両」</p> <p>① 申請時点において自動車検査証の有効</p>	(1) 10分の10以内の額。ただし、予算の範囲において定める額を限度額とする。	公益社団法人長崎県トラック協会

			<p>期間内である事業用車両</p> <p>② 令和4年7月31日時点で県内営業所に配置されており、申請時点で引き続き長崎県内において事業を行う車両。ただし、長崎又は佐世保の緑ナンバーに限る。</p> <p>③ 自動車登録規則別表第2の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる車両。ただし、長崎運輸支局に靈きゅう自動車として届け出たものを除く。</p>		
			<p>(2) 支援事務費</p> <p>ア 燃料高騰支援に係る事務のために雇用した者に要する経費のうち報酬、給料、共済費及び旅費</p> <p>イ 燃料高騰支援の事務に要する経費のうち需用費、役員費、使用料及び賃借料</p>	<p>(2) 10分の10以内の額。ただし、1,000千円を上限とする。</p>	
23	長崎県 離島貨物航路事業継続緊急支援事業支援金	燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある離島貨物航路事業者	<p>支援対象は、県内の離島と本土を結ぶ貨物航路において、内航海運業法第3条第1項の登録を受けているロールオン・ロールオフ船とし、同一の航路で事業実施のために内航海運業法第3条第1項の登録を受けている貨物船を含む</p>	<p>10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める限度額とする。</p>	離島貨物航路事業者

		に対し、事業の継続に繋げるための支援金を交付する。	ものとする。支援金の額は、ローロン・ロールオフ船1隻あたり19,000千円、貨物船1隻あたり5,800千円とする。ただし、交付申請時点で事業実施のために使用している船舶に限る。なお、ドック時の代船は除く。		
24	長崎県離島航空路線価格高騰対策緊急支援金	県内の離島航空路線の安定的運航のため、価格高騰による経費の増加に対し支援金を交付する。	県内の離島航空路線に係る次の各号に定める額とする。 (1) 機材更新に係る経費として634,000千円とする。 (2) 運航維持に係る経費として83,000千円とする。	10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。	本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)

長崎県告示第772号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量(令和3年長崎県告示第830号)の一部を次のとおり変更し、令和4年12月13日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
1	都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まあじ】 <u>26,000トン</u> 【まいわし対馬暖流系群】 現行水準 【さんま】 現行水準	1	都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まあじ】 <u>23,200トン</u> 【まいわし対馬暖流系群】 現行水準 【さんま】 現行水準
2	都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業 <u>23,300トン</u> 長崎県まあじその他漁業 現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし漁業 現行水準	2	都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和4年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業 <u>20,800トン</u> 長崎県まあじその他漁業 現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし漁業 現行水準

【さんま】 長崎県さんま漁業	現行水準	【さんま】 長崎県さんま漁業	現行水準
-------------------	------	-------------------	------

長崎県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 諫早外環状線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市長野町951番1地先から 諫早市長野町951番1地先まで	前	28.0~36.3	55.0	
	後	32.4~46.7	55.0	

長崎県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 諫早外環状線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市栗面町886番1地先から 諫早市栗面町714番地先まで	前	116.2~132.9	25.0	
	後	116.2~134.6	25.0	

長崎県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 勝本石田線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市芦辺町箱崎本村触字嶋部35番3地先から 壱岐市芦辺町箱崎本村触字嶋部35番3地先まで	前	14.1~14.7	10.7	
	後	14.3~17.0	10.7	

長崎県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 久山港線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市久山町2012番1地先から 諫早市久山町1369番3地先まで	前A	2.8~103.7	1579.7	
諫早市久山町2012番1地先から 諫早市久山町1369番3地先まで	後A	2.8~101.1	1367.0	
諫早市久山町2012番1地先から 諫早市久山町1369番3地先まで	前B	13.5~103.7	1115.0	
諫早市久山町2012番1地先から 諫早市久山町1369番3地先まで	後B	14.5~101.1	1115.0	

長崎県告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 諫早外環状線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市小川町1525番1地先から 諫早市小川町1517番1地先まで	前	31.4~60.4	55.6	
	後	41.0~65.7	55.6	

長崎県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 礪石原松尾町停車場線	島原市出の川町甲750番地先から 島原市西町丙1202番地先まで	令和4年12月13日

長崎県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	壱岐市勝本町西戸触字蔵谷165番7地先から 壱岐市勝本町西戸触字蔵谷137番3地先まで	令和4年12月13日

長崎県告示第780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市国見町多比良丙字中組724番地先から 雲仙市国見町多比良丙字中組733番1地先まで	令和4年12月13日

長崎県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 勝本石田線	壱岐市芦辺町箱崎本村触字嶋部35番3地先から 壱岐市芦辺町箱崎本村触字嶋部46番1地先まで	令和4年12月13日

長崎県告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 久山港線	諫早市久山町2014番49地先から 諫早市久山町2014番6地先まで	令和4年12月13日

長崎県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市小川町1525番1地先から 諫早市小川町1517番1地先まで	令和4年12月13日

長崎県告示第784号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和4年度予算に係る補助金等から適用する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 1 教育環境整備課						別表（第2条関係） 1 教育環境整備課					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～9 略						1～9 略					
10	長崎県立高等学校等空調機に係るPTA負担経費補助金	長崎県立高等学校及び中学校の保護者等が負担する空調機に係る経費を支援し、保護者等の経済的負担の軽減を図る。	電気代、リース代等の保護者等が負担する空調機に係る経費	別に定める基準により算定する額	空調機に係る経費を管理するPTA等						

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス京泊店
長崎県長崎市三京町646番33
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館四階

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

②大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス京泊店

(変更後) ドラッグコスモス京泊店

(4) 変更の年月日

①令和3年8月24日

②平成25年6月25日

2 届出年月日

令和4年11月28日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス京泊店

長崎県長崎市三京町646番33

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館四階

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更の年月日

令和4年12月1日

2 届出年月日

令和4年11月28日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山内土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
小 島 義 明	五島市岐宿町中嶽844-5	平 田 秋 男	五島市岐宿町松山659-1
糸 柳 真 治	五島市岐宿町松山607-2	山 下 隆 弘	五島市岐宿町松山1362-1
大 坪 善 次	五島市岐宿町中嶽2027-4	山 田 肇	五島市岐宿町中嶽2096-2
小 田 政 夫	五島市岐宿町中嶽2703-3	木 場 兵 次	五島市岐宿町中嶽1071-1
宮 本 邦 弘	五島市岐宿町中嶽952-4	坂 井 茂 樹	五島市岐宿町中嶽230-2
谷 口 勝 彦	五島市岐宿町松山1589	中 村 貞 男	五島市岐宿町二本楠580-1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
大 保 俊 一	五島市岐宿町中嶽720-3	松 下 俊 則	五島市岐宿町松山1753-3
佐々野 安 広	五島市岐宿町岐宿37	楠 本 忠 義	五島市岐宿町中嶽1008-5

令和5年経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公示（公告）

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、令和5年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等に関し、必要な事項を次のように定めた。

なお、法第27条の24第1項に規定する経営状況分析については、規則第19条の2第1項の規定により、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が公示する申請の時期及び方法等に従い行うこととする。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

1 申請及び請求の時期及び方法

(1) 申請及び請求の時期

長崎県土木部監理課長が、次のア及びイの方法により指定する日時。但し、電子申請システムにより申請する場合は経営事項審査の有効期限日から2か月前とする。

ア 令和4年に経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求をした者で、審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間にある者

あらかじめ通知した日時に従い申請及び請求を行うこと。都合により指定日以外の日を希望する場合は、事前に長崎県土木部監理課が指定する方法にて連絡し、新たに指定を受けること。

イ ア以外の者

長崎県土木部監理課が指定する方法にて連絡し、日時等の指定を受けること。

- (2) 申請及び請求の方法
電子申請システムによる申請を除き、郵送による申請及び請求の受付は行わないので、2の申請及び請求書類により長崎県土木部監理課長が指定した場所に持参すること。
- 2 申請及び請求書類
- (1) 申請書及び請求書並びに添付書類
次の書類とする。
ア 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書
イ 法第27条の25の規定による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求を行う場合に限る。）
ウ その他長崎県土木部監理課発行の申請要領において提出を求める書類
- (2) 提示書類
長崎県土木部監理課発行の申請要領において提示を求める書類
- (3) 申請書等の掲載先
申請書及び請求書並びに添付書類は、長崎県庁ホームページに掲載。
- 3 経営規模等評価手数料及び総合評定値通知手数料
- (1) 手数料
長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）で定める額
- (2) 納付方法
長崎県収入証紙を審査手数料証紙貼付書に貼り付けること。
- 4 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知等
経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書は、申請者又は請求者あて郵送する。
- 5 再審査について
法第27条の28に規定する再審査について、申立てにあたり提出が必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 規則第20条第1項に係る再審査の場合 次の書類
ア 当該経営規模等評価結果通知書（写）及び総合評定値通知書（写）
イ 経営規模等評価再審査申立書
ウ 2に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類
- (2) 規則第20条第2項に係る再審査の場合 次の書類
ア 当該経営規模等評価結果通知書（写）
イ 経営規模等評価再審査申立書
- 6 この公示に関する問合せ先
長崎県土木部監理課建設業指導班 ☎850-8570 長崎市尾上町3-1 電話 095-894-3015

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市赤崎町（一部）	令和4年1月26日

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の

規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和4年12月13日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

1	50分の1の数	22,075	人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	237,964	人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数		
	長崎市	114,464	人
	佐世保市・北松浦郡	71,856	人
	島原市	12,109	人
	諫早市	37,433	人
	大村市	26,467	人
	平戸市	8,372	人
	松浦市	6,037	人
	対馬市	8,188	人
	壱岐市	7,084	人
	五島市	10,183	人
	西海市	7,399	人
	雲仙市	11,737	人
	南島原市	12,276	人
	西彼杵郡	19,127	人
	東彼杵郡	9,932	人
	南松浦郡	5,246	人

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二二二
一一一
四一

印刷所
長崎市
樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
田宏
弥ト